

宣誓・同意書

法人の代表者又は個人事業者本人が確認のうえ、全てにチェックを入れてください

【宣誓事項】

- 特定事業者支援金（以下「本支援金」）の申請要領を確認し、支給要件のすべてに該当していること
- 本支援金で提出を求める書類に虚偽がないこと
- 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業要請や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が20%以上50%未満減少しなければ本支援金の給付要件を満たさないことを認識していること
- 前年又は前々年の同月比で売上が20%以上50%未満減少していたとしても、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業要請や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、本支援金の給付要件を満たさないことを認識していること
- 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、本支援金の給付対象ではないことを認識していること
- 申請時点で国の「一時支援金」の支給対象となっていないこと
- 同一事業者による複数の申請を行っていないこと
- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するもの）又は暴力団員の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定するもの）が本件申請や対象事業にかかわっていないこと
- 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短要請の対象（栃木県においては、20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業している飲食店等（カラオケ店を含む））となっていないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教法人のいずれにも該当しないこと
- 申請時点で事業を継続していること（破産、会社更生、民事再生、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかに係る手続について申し立てを行っていないこと）
- 今後、事業継続の意思があること
- 売上減少が緊急事態宣言に伴う飲食店等時短営業又は外出自粛による影響であること
- 本支援金の所在地の要件（①～③のいずれか：①法人の場合は登記上の本社・本店が宇都宮市内、②事業所を有する個人事業者は事業所が宇都宮市内、③事業所を有さない個人事業者は住民票の住所が宇都宮市内）を本支援金の受付開始日前日（令和3年3月29日）時点で満たしており、申請時点においても所在地の要件を継続して満たしていること

（裏面へ）

- 事業を営んでいることがわかる書類（登記簿、店舗写真等）を有していること※
（※事業所を有する事業者の方のみチェック☑してください）
- 本支援金の不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識していること

【同意事項】

- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」）又は実行委員会から業務を受託した者による本支援金に関する書類の提出指導、事情聴取及び立ち入り検査等の調査に応じること
- 申請後に国の「一時支援金」の支給対象となり、国の「一時支援金」を受給した場合には、速やかに本市に報告を行い、本支援金を全額返還すること
- 帳簿等の関係書類を7年間保存するとともに、実行委員会からの要請があった場合には速やかに提出を行うこと
- 本支援金の不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、受給額に延滞金（不正受給日の翌日から返還の日まで年3%の割合で算定）を加え、これらの合計額に2割の加算金を加えて返還する義務を負うこと

本支援金の申請に当たり、本書の宣誓・同意事項をすべて確認し、宣誓事項に相違がないことを宣誓するとともに、同意事項に同意します。

※ 署名押印は法人の代表者又は個人事業者本人が行ってください。

※ 押印は様式第1号（宇都宮市特定事業者支援金交付申請書兼請求書）に押印したものと
同じ印章を使用してください。

（法人の場合）

法人名

代表者名（自署）

印

（個人事業者等の場合）

個人事業者等の氏名（自署）

印